

かいごほけん がいよう
介護保険サービスの概要

<p>1. 訪問介護（ホームヘルプサービス） <small>ほうもんかいご</small> ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助を行うサービスです。</p>
<p>2. 訪問入浴介護 <small>ほうもんにゆうよくかいご</small> 介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護を行うサービスです。</p>
<p>3. 訪問看護 <small>ほうもんかんご</small> 疾患などを抱えているかたについて、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。</p>
<p>4. 訪問リハビリテーション <small>ほうもん</small> 医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。</p>
<p>5. 夜間対応型訪問介護 <small>やかんたいおうがたほうもんかいご</small> 夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられるサービスです。</p>
<p>6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <small>ていきじゆんかい ずいじたいおうがたほうもんかいごかんご</small> 定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられるサービスです。</p>
<p>7. 居宅療養管理指導 <small>きょたくりょうようかんりしどう</small> 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難なかたの居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。</p>
<p>8. 通所介護（デイサービス） <small>つうしょかいご</small> 通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。</p>

9. 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。

10. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられるサービスです。

11. 認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象に、食事や入浴、専用のケアが日帰りで行われるサービスです。

12. 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービスです。

13. 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを受けられるサービスです。

14. 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所します。食事、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

15. 介護老人保健施設

症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

16. 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

17. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホームなどに入居しているかたに、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

18. 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

19. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

20. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所するかたが、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

21. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

22. 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

23. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間での宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

24. 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

25. 特定福祉用具販売

福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

障がい福祉サービスの概要

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

2. 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要なかたに、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。

3. 同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難なかたに、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。

4. 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要なかたに、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。

5. 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要なかたで、介護の必要の程度が著しく高いかたに、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。

6. 施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がい者（児）のかたに、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

7. 短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者（児）を介護するかたが病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

8. 療養介護

医療が必要なかたで、常に介護を必要とするかたに、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。

9. 生活介護

つね かいご ひつよう しせつ にゆうよく はい しょくじ かいご そうさくてきかつどう
常に介護が必要なかたに、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動など
きかい ていきよう
の機会を提供するサービスです。

10. 自立生活援助

きょうどうせいかつえんじょ しせつにゆうしよしえん りよう ていきてき じゆんかいほうもん
共同生活援助支援や施設入所支援を利用していたかたに、定期的な巡回訪問
ずいじ たいおう ちいきせいかつ む そうだん じよげん おこな
や随時の対応により、地域生活に向けた相談・助言などを行うサービスです。

11. 共同生活援助（グループホーム）

やかん きゆうじつ きょうどうせいかつ おこな じゆうきよ そうだん にゆうよく はい しょくじ かいご
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護そ
た にちじようせいかつじよう えんじょ おこな
の他の日常生活上の援助を行うサービスです。

12. 自立訓練（機能訓練）

じりつくにれん きのうくにれん
じりつ にちじようせいかつ しゃかいせいかつ いってい きかん しんたいきのう
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能のリハ
くにれん おこな
ビリテーションなどの訓練を行うサービスです。

13. 自立訓練（生活訓練）

じりつくにれん せいかつくにれん
じりつ にちじようせいかつ しゃかいせいかつ いってい きかん にちじよう せいかつ
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における日常生活
のうりよくこうじよう ひつよう くにれん おこな
能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

14. 就労移行支援

しゅうろういこうしえん
つうじよう じぎょうしよ はたら こんなん いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく
通常の事業所で働きたいかたに、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の
こうじよう くにれん おこな
向上のための訓練を行うサービスです。

15. 就労継続支援（A型）

しゅうろうけいぞくしえん がた
つうじよう じぎょうしよ はたら こんなん こようけいやく しゅうろう きかい ていきよう
通常の事業所で働くことが困難なかたに、雇用契約により就労の機会の提供
せいさんかつどう た かつどう きかい ていきよう ちしき のうりよく こうじよう くにれん おこな
や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う
サービスです。

16. 就労継続支援（B型）

しゅうろうけいぞくしえん がた
つうじよう じぎょうしよ はたら こんなん しゅうろう きかい ていきよう せいさんかつどう
通常の事業所で働くことが困難なかたに、就労の機会の提供や生産活動その
た かつどう きかい ていきよう ちしき のうりよく こうじよう くにれん おこな
他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。

17. 就労定着支援

しゅうろうていちゃくしえん
しゅうぎよう ともな せいかつめん かだい たいおう じぎょうしよ かぞく れんらくちようせい
就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整など
しえん
を支援するサービスです。

18. 計画相談支援

けいかくそうだんしえん
サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。

19. 地域移行支援

ちいきいこうしえん
施設や精神科病院に入所・入院している障がい者のかたが、地域生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

20. 地域定着支援

ちいきていちやくしえん
居宅に単身などで生活している障がい者のかたとの常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談や訪問などの支援を行うサービスです。

21. 障がい者外出介護サービス

しょう しょうがいしゅつかいご
重度の視覚障がい者及び全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がいのある児童の社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣するサービスです。

22. 障がい者移送サービス

しょう しょうがいしゅう
障がい者手帳をお持ちの市内に居住する身体障がい者、難病患者等で日常の外出において車いすを使用しているかたを対象に、車いすリフト付車両で移動を支援するサービスです。

23. 手話通訳者派遣

しゅわつうやくしやはけん
聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者のかたに、各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣するサービスです。

24. 要約筆記者派遣

ようやくひつきしやはけん
聴覚障がい者、難聴者・中途失聴者、音声・言語機能障がい者のかたに、話の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣するサービスです。

25. 日常生活用具給付

にちじょうせいかつようぐきゅうふ
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がいのある児童に、生活上の不便を解消し円滑に生活が送れるよう、日常生活用具を給付するサービスです。

ちいきかつどうしえん
26. 地域活動支援センター

ちいき しゅうろう こんなん ざいたく しょう しゃ そうさくてきかつどう せいさんかつどう
地域において就労が困難な在宅の障がい者のかたに、創作的活動や生産活動の
きかい しゃかい こうりゆうきかい ていきょう
機会、社会との交流機会などを提供するサービスです。

にっちゅういちじしえん
27. 日中一時支援

しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうかんじゃとう しょう じどう
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がいのある児童
いちじてき かつどう ば ていきょう
に、一時的な活動の場を提供するサービスです。

ほうもんにゆうよく
28. 訪問入浴サービス

いどう こんなん しんたいしょう しゃ なんびょうかんじゃとう たいしょう きょたく ほうもん
移動が困難な身体障がい者・難病患者等のかたを対象に、居宅において訪問
にゆうよくしゃ にゆうよく ていきょう
入浴車による、入浴サービスを提供するサービスです。

せいねんこうけんせいどりようしえん
29. 成年後見制度利用支援

しんぞく もうした きたい たいしょう しちょう もうしたてにん せいかつ
親族の申立てが期待できないかたを対象に市長が申立人となったり、生活
ほ ごじゆきゆうしゃ ほうしゅう しはら こんなん たいしょう じよせい おこな
保護受給者など報酬を支払うことが困難なかたを対象に助成を行うサービス
です。

じどうはったつしえん
30. 児童発達支援

しゅうがくまえ しょう じ たいしょう にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう
就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能
ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな
の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

いりょうがたじどうはったつしえん
31. 医療型児童発達支援

にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練
しえん ちりょう おこな
などの支援と治療を行うサービスです。

ほうかごとう
32. 放課後等デイサービス

しゅうがく しょう じ たいしょう じどうはったつしえん しせつ がっこう
就学している障がい児を対象に、児童発達支援センターなどの施設で、学校の
じゆぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこうび せいかつうりよくこうじょう ひつよう くんれん しゃかい
授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会と
こうりゆう そくしん しえん おこな
の交流の促進などの支援を行うサービスです。

しょう じそうだんしえん
33. 障がい児相談支援

しょう じどう つうしよしえん かん けいかくあん さくせい じぎょうしゃ れんらくちようせい
障がいのある児童の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整
おこな
を行うサービスです。

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
34. 居宅訪問型児童発達支援

じゆうど しょう がいしゆつ いちじる こんなん しょう じどう
重度の障がいなどにより外出することが著しく困難な障がいのある児童に、
じたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ おこな
自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う
サービスです。

ほいくしやうほうもんしえん
35. 保育所等訪問支援

ほいくしよ ほうもん しやう じどう しゆうだんせいかつ てきおう せんもんでき
保育所などを訪問し、障がいのある児童に、集団生活への適応のための専門的
しえん おこな
な支援などを行うサービスです。

ふくしがたじどうにゆうしよしせつ
36. 福祉型児童入所施設

しやう じにゆうしよしせつ にゆうしよ しやう じどう ほご にちじょうせいかつ しどう
障がい児入所施設に入所する障がいのある児童に、保護・日常生活の指導や
ちしきぎのう ふよ おこな
知識技能の付与を行うサービスです。

いりやうがたじどうにゆうしよしせつ
37. 医療型児童入所施設

しやう じにゆうしよしせつ していいりやうきかん にゆうしよとう しやう じどう ほご
障がい児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がいのある児童に、保護・
にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふよ おこな
日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。

